

ものづくりレンタルケース利用規約

ものづくりレンタルケース利用規約

1. ものづくりレンタルケース（以下ケースと言う）利用の目的

ケースは契約者が共立電子産業株式会社（以下共立と言う）にケース利用料金（以下料金という）を支払う事により、電子工作製作物及び付属品（以下出展品）の展示及び委託販売を行う。

2. 契約対象者

国内に住所を有し直接ケース管理可能な方（満 18 歳未満の方は保護者の同意書が必要となります）。

3. 契約の際に必要なもの

3-1.共立指定申込み用紙に必要事項を記載したもの

3-2.身分証明書（運転免許証・パスポート等の本人であることと現住所が確認できるもの）

3-3.印鑑

3-4.料金

3-5.連絡用メールアドレス

3-6.売上金の振込先口座番号

3-7.承諾済み利用規約

4. 料金について

4-1.料金はケース A・B で月額 3,000 円 ケース C～G で月額 2,500 円を支払いいただく。

4-2.月額とは毎月 21 日から翌月 20 日までの 1 ヶ月間（店舗休業日を含む）を言う。

4-3.月の途中からの契約の場合は、次の 20 日までの日割り計算した料金+翌月 1 ヶ月分を支払いいただく。

4-4.初回の月を除き、料金の日割り計算はおこなわない。

4-5.日割り料金はケース A・B で日額 100 円 ケース C～G で日額 80 円を支払いいただく。

5. ケース利用期間（以下期間と言う）について

5-1.期間は毎月 21 日から翌月 20 日までの 1 ヶ月単位とする。（店舗休業日を含む。）

5-2.期間の延長は 1 ヶ月単位とし、初回の支払を含み最大 3 回までとする。（但し共立が認めた場合はこれを除く。）

5-3.期間中のケースの移動及び変更は出来ない事とする。

5-4.ケース利用開始予定日は申込み完了より 1 週間以内とする事とする。

6. ケース利用申込み、延長、解約について（20 日が休業日の場合は前営業日）

6-1.申込みについては、ケース利用開始の指定日までに「3. 契約の際に必要なもの」をシリコンハウス 1F レジカウタへ提出し、共立がこれを承認後、共立に対して料金を支払う事で申込み完了とする。ケース利用開始の指定日までに遅れた場合には全ての内容についてこれを無効とする。

6-2.延長については、期間満了月の 10 日までにシリコンハウス 1F レジカウタまたは下記メールアドレスへ連絡し、共立がこれを承認後、共立に対して料金を支払う事で期間を延長する事とする。期間満了日まで

に料金の支払いが出来なかった場合には全ての内容についてこれを無効とする。

6-3.解約については、期間満了月の10日までにシリコンハウス1Fレジカウンタまたは下記メールアドレスへ連絡し、共立がこれを承認後、期間満了月の20日までに出展品を撤去する事とする。

7. 料金の支払い方法及び支払い期日について

7-1.料金はケース利用開始の指定日までに、シリコンハウス1Fレジカウンタに支払う事とする。

7-2.期間を延長される場合には、期間満了日までに次月の料金を共立指定口座に振込むか、シリコンハウス1Fレジカウンタに支払う事とする。

7-3.振込みの場合は振込み後、ケース契約者名・ケース番号・振込み人名・振込み金額を共立指定メールアドレス宛へ連絡する事とする。振込みに掛かる実経費（手数料等）は契約者負担とする。

7-4.金融機関及び共立休業日の場合は、前営業日までに支払う事とする。

7-5.料金の支払い共立指定口座は契約者より延長連絡後、共立がこれを承認時に連絡する事とする。

8. 出展品陳列について

8-1.各ケースで使用できるコンセントは1口とし、使用可能電力は瞬時値を含み合計100Wまでとする。但し使用可能電力以下の場合は、コンセント分配器の利用を可とする。

8-2.各ケースの電源について、営業時間外は供給停止する事とする。

8-3.共立は、出展品の起動・再起動・停止・調整・補修・説明は一切行わない事とする。

8-4.契約者は、出展品からの光・音・振動他について、見学者及び他の出展品の邪魔にならない設定にする事とする。

8-5.各ケースで使用できる出展品の重量は、合計重量を5kgまでとする。

8-6.各ケースで使用できる出展品の大きさは、指定されたケース内までとする。

8-7.契約者は、共立の承認を得て出展品の追加・撤去・価格変更等は自由に出来る事とする。

8-8.契約者は、ケースに対し指定された場所にケース番号・名前（ニックネーム可）・期日を明示する事とする。

8-9.契約者は、出展品に対し札等を準備しケース番号・商品番号・商品名・税込み価格（以下価格と言う）を明快到に区別し明示する事とする。

8-10.契約者は、委託販売希望の有無に関わらず出展品リストを弊社指定の用紙に記載し、共立に提出する事とする。

8-11.契約者は、出展品の移動・在庫確認・価格変更・販売保留等について契約者本人がこれを行い、共立はこれらの代行を行わない事とする。

8-12 共立が運営・管理上不適切と認めた場合、契約者の同意なく明示内容を変更できる事とする。

9. 出展品撤去及び保管について

9-1.契約者は、期間満了月の20日18時30分までに出展品を撤去する事とする。

9-2.期間満了月の20日までに契約者が出展品を撤去出来ない場合は、共立により契約者への連絡及び同意なく全ての出展品を撤去出来る事とする。

9-3.その他共立が運営・管理上不適切と認めた場合は、共立により契約者への連絡及び同意なく全ての出展

品を撤去出来る事とする。

9-4.共立により撤去された全ての出展品は、期間中及び期間満了以後 30 日間は共立で保管する事とする。

9-5.契約者は、期間満了以後の撤去及び保管に於いて、保管日数に関係無く一律 10,000 円を撤去料及び保管料として支払う事とする。

9-6.契約者は、期間満了以後 30 日間の保管が過ぎた場合には、全ての出展品について一切の請求権がない事とする。

10. 出展品について

10-1.委託販売される出展品に明示する価格は、10 円単位で 100 円以上 50,000 円以下とする。

10-2.価格表示が無い及び不明瞭な出展品については、非売品として取り扱う事とする。

10-3.委託販売される出展品の動作確認の有無は、共立の判断で行う事とする。

11. 禁止される出展品について

11-1.著作権、商標権など他者の権利侵害する恐れのあるもの

11-2.公序良俗に反する、反社会的または法令に違反する恐れのあるもの

11-3.ものづくりレンタルケース運営・管理上不適切と認められるもの

11-4.火気・危険物・大きな音・大きな振動・異臭を発するもの

11-5.食品類・生物類・医薬品及び医療機器類等

11-6.生命・身体に危険がおよぶもの

11-7.銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）に抵触する物

11-8.盗品など不正入手したもの

11-9.その他共立の判断で不適切とみなしたもの

12. 出展品の録音・録画・撮影(以下「撮影」といいます)について

12-1.出展品は、契約者及び共立の許可なく撮影される事が有り、二次使用も含め共立は一切の責任を負わない事とする。

12-2.契約者は、共立及びメディア取材で撮影された出展品については、各広報宣伝に使用される事を許可する事とする。

13. 出展品の販売について

13-1.共立は、契約者からの出展品を契約者により明示された価格で、シリコンハウスにて委託販売を行う事とする。

13-2.契約者は、委託販売の成立に対して共立に、契約者により明示された価格の 15%（税込み）を委託販売手数料として支払う事とする。

13-3.契約者は、出展品に、契約者により明示された価格から委託販売手数料、掛かった実経費（収入印紙代金等）を差し引いた金額を売上金として共立より受取る事とする。委託販売手数料は 1 円未満を切り捨てとし、計算方法は次の委託販売価格・（委託販売価格×15%）-実経費=売上金とする事とする。

13-4.共立により委託販売された出展品に於いて、購入者より、返品及び返金の意思表示があった際には、共

立は理由問わずこれに応じる事とする。

13-5.「13-4.」に於いて、共立は契約者に対して、返金手数料等を請求しない事とする。但し特別な損失があった場合はこれに限らない事とする。

13-6.「13-4.」に於いて発生した損失（返金金額、委託販売手数料等）について、共立は契約者にその金額を請求出来る事とする。

13-7.委託販売される出展品に於いて、購入者に対して全ての説明及び動作確認の責任義務を負わないものとする。委託販売の前及び後においても同様とする事とする。

13-8.購入者より宅配便依頼の申し出があった際には、共立はこれに応じる事とする。但し共立の判断により拒否出来るものとする。

13-9.「13-8」に於いて損害が発生した場合、宅配便業者との保障金額内とし、共立は他の一切について責任を負わない事とする。

13-10.「13-4.」に於いて戻った出展品について契約者がすみやかにこれを撤収する事とする。

1 4. 出展品の清算について

14-1.毎月 20 日を清算日とし、共立は前月 21 日から当月 20 日までの売上金清算を行い、売上金の発生が有る場合には当月 25 日までに契約者が指定したメールアドレス宛に連絡する事とする。

14-2.毎月末日までに、契約者から共立が指定したメールアドレス宛へ売上金清算報告に対して異議申し立て連絡が無ければ、是を以て売上金の確定とする。

1 5. 売上金の支払について

15-1.契約者は、14-2.で確定した売上金を、翌月 5 日（金融機関もしくは共立が休業日の場合は翌営業日）に共立から、契約者指定の振込先口座にて受け取ることができる事とする。

15-2.振込手数料など振込に係る費用は契約者の負担とする。

15-3.共立は、売上金の金額が振込に係る費用を超えない場合には、売上金の支払義務を負わないものとし、この場合別途打ち合わせにより売上金を支払う事とする。

1 6. その他禁止事項について

16-1.出展品の起動・再起動・停止・調整・補修・説明等を強要する事

16-2.共立内に於いて共立外の人物と直接取引する事。

16-3.公序良俗に反する、または法令に違反するおそれのある利用。

16-4.火気・危険物・臭気を発するもの等の出展品の陳列

16-5.食事・喫煙・飲酒しながらのケース作業をする事。

16-6.酒気を帯びての入場やケース作業をする事。

16-7.共立の許可のないケース作業をする事。

16-8.設備及びケースにポスター、看板、その他これらに類する物を無許可で掲示する事。

16-9.設備及びケースに書き込み、貼り付けその他これらに類する行為。

16-10.設備及びケースに汚損又は破損させる可能性のある行為及び出展品の陳列。

16-11.騒音・悪臭・振動・通行妨害・威圧・暴言・暴力等、悪質な迷惑行為等で、シリコンハウスお客様や

他の契約者及び共立に迷惑を及ぼす行為。

16-12.「ものづくりレンタルケース」及び「共立電子産業株式会社」に対しイメージを著しく傷つけ、貶めるような言動・行為。

16-13.本規約及び関係書類に記載された遵守事項を守らない、また共立の誘導・指示に従わない等の行為。

16-14.シリコンハウス営業時間外での利用。

17. その他

17-1.持ち込んだ物品及びゴミは、契約者の責任で必ず持ち帰る事とする。

17-2.期間満了後は、全ての設備を使用する前の状態に戻す事とする。

17-2.共立指定メールは<silicon@keic.jp>とする。

18. 損害賠償および免責

18-1.共立が運営・管理上不適切と認めた場合、契約者の同意なく全ての出展品への電源供給を停止出来る事とする。

18-2.共立が運営・管理上不適切と認めた場合、契約者の同意なく全ての出展品を移動出来る事とする。

18-3.共立が運営・管理上不適切と認めた場合、契約者の同意なく全ての出展品を撤去出来る事とする。

18-4.共立が運営・管理上不適切と認めた場合、契約者の同意なく利用規約・営業時間・休業日の変更・ケース変更等を出来る事とする。

18-5.共立が契約者及び出展品に与えたいかなる損害についても、故意過失の有無にかかわらず共立は一切の責任を負わない事とする。

18-6.ケースおよび当建物の構造物、設備、備品を汚損・破損、または紛失された場合は、契約者の責任による損害については原状復旧にかかる費用を賠償していただきます。

18-7.本利用規約に記載されている事項に違反し、損害が発生した場合は、契約者にその損害を賠償していただきます。

18-8.申込内容に故意の虚偽があった場合即時利用を停止し、損害が発生した場合は、契約者にその損害を賠償していただきます。

18-9.天災地変等その他不可抗力による事由によりケースの利用が困難となった場合、及び出展品に破損・欠品・紛失が起きた場合は、契約者の損害について共立は一切の責任を負わない事とする。

18-10.ケースおよび当建物の設備などの故障により契約者の目的が達成されない場合であっても、契約者の損害について共立は一切の責任を負わない事とする。

18-11.撮影による契約者自身または第三者に与えたいかなる損害についても、共立は一切の責任を負わない事とする。

18-12.出展品に関する説明に起因して与えたいかなる損害についても、故意過失の有無にかかわらず共立は一切の責任を負わない事とする。

18-13.契約者が自分自身または第三者に与えた人身事故および盗難、破損等全ての事故について、共立は一切の責任を負わない事とする。

18-14.いかなる場合に於いても契約者が自分自身または第三者に与えた損傷・損害・損失を、共立は一切の責任を負わない事とする。

18-15.いかなる場合に於いても共立が契約者または第三者に与えた損傷・損害・損失を、共立は一切の責任を負わない事とする。

18-16.いかなる場合に於いても共立は契約者同士の仲裁及び弁済義務他を共立は一切の責任を負わない事とする。

19. 本利用規約の変更

本利用規約は平成28年10月5日に制定したもので、今後予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

付則

本規約は平成28年10月7日から実施します。

共立電子産業株式会社

ものづくりレンタルケース利用に際して上記規約内容を確認したうえ、承諾いたします。

年 月 日

契約者氏名

印